

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第  
三条第一項に基づき指定地域を指定する件

(最終改正；平成23年12月21日)

- 一 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第二条第一項に規定する有明海、同条第二項に規定する八代海並びに同条第三項に規定する有明海及び八代海に隣接する海面
- 二 福岡県の区域のうち、大牟田市、久留米市、柳川市、甘木市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市（杉塚一丁目から杉塚七丁目まで、大宇塔原、二日市北一丁目から二日市北八丁目まで、二日市南一丁目から二日市南四丁目まで、二日市西一丁目から二日市西四丁目まで、二日市中央一丁目から二日市中央六丁目まで、紫一丁目から紫七丁目まで、塔原東一丁目から塔原東五丁目まで、塔原西一丁目から塔原西三丁目まで、塔原南一丁目から塔原南三丁目まで、湯町一丁目から湯町三丁目まで、上古賀一丁目から上古賀四丁目まで、大字武蔵、武蔵一丁目から武蔵五丁目まで、大字上古賀、大字石崎、石崎一丁目から石崎三丁目まで、大字針摺、大字立明寺、大字古賀及び天拝坂一丁目から天拝坂六丁目までを除く。）、太宰府市大字内山、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町、同郡三輪町、同郡夜須町（大字櫛木及び大字三箇山（字北ヶ谷、字山中、字山神、字ゲンダ、字タイノノ、字栗ノ野、字ライデ、字桑ノ元、字打ゴシ、字向へ山、字ヒエダ、字丸尾、字田代、字清水、字藤原、字熊ヶ椎、字鳥草、字岩坪、字フケン条、字姥ヶ谷及び字オシキノに限る。）を除く。）、同郡小石原村、同郡宝珠山村、浮羽郡、三井郡、三潁郡、八女郡、山門郡及び三池郡の区域
- 三 佐賀県の区域のうち、佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市（若木町及び武内町を除く。）、鹿島市、佐賀郡、神埼郡（東脊振村大字松隈（字九瀬谷、字大野、字古小川内、字長谷、字前田、字大谷原、字竹屋敷及び字豆野に限る。）を除く。）、三養基郡、小城郡、杵島郡（山内町を除く。）及び藤津郡の区域
- 四 長崎県の区域のうち、長崎市（野母町（釜が浦及び野母深浦を除く。）、脇岬町、野母崎樺島町、宮崎町、川原町、為石町、椿が丘町、布巻町、平山台一丁目、平山台二丁目、平山町、藤田尾町、千々町、大崎町、宮摺町、茂木町、田上一丁目、田上三丁目、田上四丁目、早坂町、三景台町、田手原町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、潮見町、春日町、網場町、界一丁目、界二丁目、宿町、芒塚町、田中町、かき道一丁目からかき道六丁目まで、戸石町、牧島町、上戸石町、川内町、船石町、東町、矢上町、高城台一丁目、高城台二丁目、平間町、現川町、鶴の尾町、つつじが丘一丁目からつつじが丘五丁目まで、松原町、古賀町及び中里町に限る。）、島原市、諫早市（貝津町、津久葉町、久山町、久山台、若葉町、青葉台、馬渡町、山川町、中尾町、白

岩町、堂崎町、津水町、真崎町、大字真崎本村名、大さこ町、西栄田町、破籠井町、堀の内町、土師野尾町及び多良見町を除く。)、雲仙市及び南島原市の区域

五 熊本県の区域のうち、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市(波野を除く。)、天草市(天草町、二浦町(字姫河内、字向姫河内、字毛道口、字善賀、字東善賀及び字南善賀を除く。)、久玉町内の原区、魚貫町(字駒鯉、字吉ノ浦、字水足、字与平田、字唐干田、字西唐干田、字田子ノ浦、字中原、字三ツ枝、字西笹原、字北遠見岳及び字遠見岳に限る。)、河浦町(大字宮野河内(字桂山、字市ノ渡、字大曲、字柳迫、字亀岩、字城戸、字立石及び字鞍置を除く。))を除く。)、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡高森町(大字高森、大字上色見及び大字色見に限る。)、同郡西原村、同郡南阿蘇村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町(長崎、馬見原、滝上、大野(字宮ノ後に限る。))、柳井原(字長迫、字宮ノ後及び字三津目に限る。))、塩原(字ウツボギに限る。))、菅尾(字前及び字南園を除く。))、塩出迫(字牛ヶ山、字巻山、字瀬ノ口、字下牧野、字上牧野、字芹原及び字高原を除く。))、米迫、今、八木、柏、二瀬本、花上、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾(字中原、字永松、字芳谷、字十ヶ谷、字後迫、字塔ノ上、字上ノ山、字上ノ原、字迫尻、字水谷、字蚊久保、字石割迫、字屏風切、字新黒谷、字東谷、字中尾、字岩ノ上、字道別、字橋場、字赤岩、字西平、字東平、字下尾刈、字山造、字坂下、字中小屋、字境谷、字長須、字高見、字高尾、字高山及び字ツラツキを除く。))及び二津留を除く。))、八代郡、葦北郡、球磨郡錦町(国有林熊本南部森林管理署三〇四四林班から三〇四六林班までを除く。))、同郡多良木町(大字槻木を除く。))、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村、同郡あさぎり町(大字皆越字八ノ峯、国有林熊本南部森林管理署三〇一四林班、三〇一五林班及び三〇四七林班から三〇五〇林班までを除く。))及び天草郡苓北町(大字内田(字瓶ノ迫に限る。))、大字年柄及び大字都呂々を除く。))の区域

六 大分県の区域のうち、日田市(大字花月(字小石坂、字源太郎、字仙道、字小塚、字小塚の上、字杉山、字堂田、字仮屋、字梅ノ木奥、字梅ノ木、字下平、字ツツラ山、字鬮、字善四郎及び字柳原に限る。))を除く。))、大分郡庄内町大字阿蘇野(字西大原及び字大原に限る。))、同郡湯布院町大字川西字野稻、直入郡久住町(大字有氏(字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山に限る。))及び大字久住字久住山に限る。))、玖珠郡九重町(大字田野(字扇山及び杖立ヶ台に限る。))を除く。))、同郡玖珠町(大字日出生(字千間原、字人見嶽、字伊の伏、字堤山、字堤、字浦の平、字スイケ谷、字柳ヶ迫、字中の迫、字田尾、字小川内、字滝の尻、字スキウシ峯、字牧ノ原、字吸ヶ潰れ、字後迫、字寺ヲク、字横枕、字高畑、字丸やぶ、字山田、字高平、字笹尾、字川平、字尾内、字田ブチ、字奥の迫、字城山、字本村、字辰ヶ鼻、字竹ノ

下、字堀の首、字水川平、字扇山、字柳ヶ谷、字奥ムタ、字二ツ谷、字栗の木登、字城ヶ嶽、字石飛、字鹿の角、字宝蔵寺、字下向、字下ノ牧、字浦山、字鍋、字後、字湯舟、字阿子洞、字仏の塔、字柿の木、字平、字ムタ、字笠松、字浅尻、字元の畑、字柿木山、字宇戸山、字椈の木、字下宇戸、字中宇戸、字潰シ坂、字宇戸、字浦、字谷ノ川内、字三挺弓、字梅の木谷、字老舞、字代官櫃、字ホドウド、字石垣ノ元、字大畑、字川底、字園田、字滝の口、字松ヶ田尾、字駄原、字蜂の巣、字土橋、字小野、字栗山、字石仏、字小野山、字井の窪、字中の須加、字内ヶ窪、字塚ノ脇、字走り落、字久保田、字庵の山、字狐迫、字南ヶ原、字丸山、字鶴の原、字官の上、字小原及び字下日出生に限る。)、大字森(字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。)、大字太田字鳥屋及び大字古後(字柚の木、字下河内、字長田、字平原、字中野、字道の迫、字神原、字小場、字杉山、字原、字専道及び字梶原に限る。)を除く。)及び日田郡の区域

七 鹿児島県の区域のうち、阿久根市大字脇本(字肥後、字備前川内、字西川内、字上、字八郷、字八郷ノ上、字川内、字桜山、字包川内、字包川内上、字焼崎、字桑木ヶ迫、字塩屋浦、字土俵平、字袖山、字小漣谷、字平田、字道戸、字山平、字阿房川内、字浜ヶ頭、字木生坊、字大漣上、字大漣川、字萈山、字八久保、字立松、字草木山、字上平尾、字柏原、字馬込、字笹原、字東山、字畑田、字原口、字鍋川及び字下ノ洲に限る。)、出水市、出水郡野田町(大字上名(字立平、字辻ヶ谷、字尻無、字伯父ヶ迫、字堂免、字西牟田、字川頭、字川平、字要ヶ迫、字下川頭、字岩坂、字東木佐木野、字久木野、字西木佐木野、字大丸、字石倉、字上小川内、字村下、字上大谷、字大谷、字湯之迫、字東長谷、字西長谷、字上菜切、字大久保田、字菜切、字橋掛、字下橋掛、字大迫口、字小川内、字西小川内、字下小川内、字弓場平、字藤原、字受口峠、字湯之谷、字受口、字受口壇、字歎ヶ谷、字大角鹿倉、字十三奉行迫、字大坪ヶ迫、字松ヶ迫、字龍巢川、字祭田、字三斗蒔、字一本松ヶ迫、字勝負ヶ元及び字下三斗蒔を除く。))及び大字下名(字高岡、字餅井迫、字山ノ迫、字平八重、字山ノ上、字辻ヶ迫、字祭田、字重津川、字茶屋迫、字長迫、字長尾、字高棚、字竹ノ下、字井手元、字出丸、字一町田、字餅井、字吉田迫、字八田多、字垣内、字鋒立、字羽下、字吉戸丸、字藤ヶ谷、字浦口、字山口、字大道添、字岡迫、字矢立ヶ迫及び字駄迫を除く。))に限る。)、同郡高尾野町、同郡東町(大字獅子島、大字諸浦、大字鷹巢、大字浦底、大字川床(字石原、字竹之下、字庵之迫、字塚原、字中州、字雑竹添、字上出、字宮ノ跡、字出口、字川添、字泥川、字宮ノ原、字沖田、字田ノ神、字河原田、字葛原、字紺屋下、字堤下、字吉之渡、字堤、字飛石、字橋川、字下ノ丸、字上ノ丸、字梶原、字二艘船、字椈ノ元、字丸尾、字小坂、字平迫、字平、字溝下、字鬼木平、字平ノ上、字冷水、字冷水平、字龍毛、字多田良平、字松房、字尻無、字坂元原、字久保ノ前、字窪、字原野上、字水之出口、字矢嶽、字葛原上、字田中平、字道下、字山ノ上、字堤山、字講神、字柿之木畑、字鹿毛平、字太郎屋敷、字渡ノ下、字桑鶴、字迫田、字

立野、字墓ノ下、字永田平、字宇戸、字米之山、字鬼城戸、字水ノ元、字見立之岡、字大迫、字向平、字平山、字柳迫、字松房ノ岡、字知行田、字尻無平、字犬鹿倉、字火ノ川原、字每床及び字追田平を除く。)、大字山門野(字出口岡、字建石、字宇都、字八窪、字古屋敷、字滑川、字中尾、字野中、字合戦場越、字大丸、字合戦場、字鍛冶屋越、字赤岩、字與早瀬、字丸岡、字市小屋、字出崎、字桃山、字真竹、字濱田、字小割、字餅田、字石原、字浦田、字川田、字浦之下、字小向、字宮ノ下、字加世堂、字定川、字土岩及び字鶉之瀬に限る。)) 及び同郡長島町(大字平尾(字遠見ヶ尾、字波崎、字成川、字口之福浦、字管之迫、字十五社鼻、字長次郎、字宇土平、字水天ノ前、字小島本、字田尻、字棧敷渡、字俣仁田、字魚地、字梯渡、字長迫、字丸尾、字桑ノ木丸、字春木ノ迫、字はげ岩、字馬垣ノ迫、字津風呂、字田竹平、字田竹、字黒瀬、字北方崎、字赤尾木、字菖蒲ノ渡、字松ヶ崎、字小漣、字宇地無、字網代平、字芝ノ平、字荒平、字仁田原、字駒垣、字柳迫下、字柳迫平、字丸畑上、字永田、字観音平、字大丸、字丸畑、字岩迫、字植村、字仮屋迫、字船屋、字尊木渡、字小佛長、字成竹、字中村、字陰平、字藤倒、字鹿巻ヶ追、字赤土、字温崎、字温之浦、字日当平、字蔦石及び字立神に限る。)) 及び大字蔵之元(字清次郎、字温ノ浦、字菅ノ原、字菅原、字枯木山、字堤原、字迫ノ上、字舟津、字舟津平、字高串、字大平、字桑鶴及び字大崎に限る。)) の区域

#### 備考

- 一 二、三、六及び七に掲げる区域は、平成十六年四月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。
- 二 四及び五に掲げる区域は、平成二十四年一月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。